

欧州特許庁と欧州委員会、欧州単一特許に関し協力を促進

2011年10月10日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、10月6日、バティステリ長官とバルニエ欧州委員（域内市場・サービス担当）が、欧州単一特許およびEPOが開発を進める特許の機械翻訳について、同日にEPOのミュンヘン本部において議論を行った旨、プレスリリースを行った。

欧州単一特許は、欧州特許条約（EPC）によって規定される既存の欧州特許と同一の手続、基準、規則に基づきEPOによって付与されることが予定されているところ、EPOと欧州委員会との緊密な協力が確認されたことで、実現へ向けた期待の高まりが予想される。

同プレスリリースによれば、欧州単一特許には、権利付与後の段階において単一特許の枠組に参加するEU加盟国の領土全域において単一の保護が与えられるという利点があり、手続の簡素化および出願人に対する70%までのコスト削減が期待されている。そして、EPOのバティステリ長官は次のとおりコメントしている。「単一特許と集中化された特別の欧州特許裁判所の創設は、イノベーションの世界的競争の中で欧州の地位を確実にするための決定的なステップである。より簡素で利用しやすい特許制度によって、既に単一の裁判制度のもとで自国の領土を網羅する単一の特許保護をもたらす単一言語で機能する米国や日本等の競争市場の企業と肩を並べるように、欧州の企業が活動することが可能になる。」

また、バルニエ欧州委員は次のとおりコメントしている。「特許保護へのアクセスを促進することは、世界市場における欧州企業の競争力を強化する上で必要不可欠である。単一特許は、特に研究機関や中小企業等のイノベーションを促進する企業のために、既存の欧州システムをより手頃な料金かつより魅力的にする。単一特許の目的は、欧州のイノベーション能力を向上させるために技術の研究開発を刺激し、そして、EUの経済成長の促進を支援することである。だからこそ、単一特許の導入は単一市場政策の最優先課題である。」

－ EPOのプレスリリースは、以下参照 －

[EPO and European Commission renew commitment to cost-efficient European patents](#)

(以上)